

配布を以て解禁

指名停止措置について

記者発表資料

北陸地方整備局は、本日、鹿島道路株式会社（所在地 東京都文京区）に対して指名停止措置を行いました。

詳細は別紙のとおりです。

令和3年11月5日

国土交通省
北陸地方整備局

同時発表記者クラブ：管内各県記者クラブ

【問い合わせ先】

北陸地方整備局 総務部 契約課長 池田 潤
電話 025-370-6647（課直通）

北陸地方整備局 総務部 契約管理官 深澤 順麿
電話 025-370-6650（課直通）

※港湾空港関係工事に係る措置に関するもの

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住所
鹿島道路株式会社	東京都文京区後楽1丁目7番27号

2. 指名停止措置期間： 令和3年11月5日～令和3年12月4日（1ヵ月）

3. 指名停止措置の範囲： 北陸地方整備局管内

4. 事実概要

上記有資格業者が受注した「R2金沢国道維持道路冠水対策工事」において、令和3年7月26日、既設L型側溝をU字側溝に置き換えるため、舗装版を撤去する作業を実施していた際、舗装下に埋設されていた通信ケーブル等をカッターで切断し損傷する公衆損害事故を発生させた。

5. 措置理由

上記4.については、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月31日付け港管第927号）別表第1第5号に該当し、これを準用する「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」（平成14年10月29日付け国官会第1562号）第1条についても該当することから、指名停止措置を講ずるものである。

参考

○「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第1（抜粋）

措置要件	期間
（安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故） 5 地方整備局発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。	当該認定をした日から 1ヵ月以上6ヵ月以内